○総務省告示第二百六十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第73の規定に基づき、無線設備規則第四十九条の二十三の三及び第四十九条の二十三の四に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

B＝2・k・fcl

B：占有周波数帯幅の許容値（Hz）

K：送信装置（直接拡散符号分割多元接続方式の場合にあっては、最終段の変調器）のフィルタ特性を考慮した占有周波数帯幅係数

fcl：パルス（直接拡散符号分割多元接続方式の場合にあっては、拡散信号のパルス）の繰り返し周波数（Hz）。この値は、次式により求める。

fcl＝R／n

R：伝送速度（bps）

n：1シンボル内で伝送される符号数

○総務省告示第二百六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第2　周波数割当表

［1～7　略］

周波数割当表

［第1表　略］

第2表　27.5MHz—10000MHz

［略］	国内分配（MHz）(4)		無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	1559—1610	無線航行衛星 （宇宙から地球） （宇宙から宇宙） J 48　J 98　J 100　J 120A	公共業務用 一般業務用	
		航空無線航行	公共業務用	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	5000—5010	航空移動衛星(R)　J 163 航空無線航行	公共業務用	
		無線航行衛星 （地球から宇宙） J 120A	公共業務用 一般業務用	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

改正前

第2　周波数割当表

［1～7　同左］

周波数割当表

［第1表　同左］

第2表　27.5MHz—10000MHz

［同左］	国内分配（MHz）(4)		無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］	1559—1610	無線航行衛星 （宇宙から地球） （宇宙から宇宙） J 48　J 98　J 100	公共業務用 一般業務用	
		航空無線航行	公共業務用	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］	5000—5010	航空移動衛星(R)　J 163 航空無線航行	公共業務用	
		無線航行衛星 （地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］